

ノデアリマス

最後ニ商工經濟會法ニハ支部ヲ設クル規定ヲ設ケテ居リマスガ、是ハ商工經濟會ノ事業ヲ圓滑ニ遂行致シマスル爲ニ必要ナル地ニ強力ナル支部ヲ設ケ、下部組織ノ整備ヲ圖ラントスル趣旨デゴザイマス

次ニ商工組合法案ニ付テ御説明致シマス
決戦下ニ於キマスル商工鑛業ノ總力ヲ結集
シ、其ノ能率ヲ最高度ニ發揮セシメマスルヨ
トヲ目途ト致シマシテ、其ノ統制運營ヲ圖
ル組織機構ヲ整備確立セントスルモノデア
リマス、而シテ本法ニ依リマシテ設立セラ
レマスル團體ハ、統制組合及ビ施設組合ノ
商工組合並ニ商工組合中央會ニアリマス、
第一ノ統制組合ハ商工鑛業部門ニ於ケル統
制團體アリマス、政府ハ曩ニ公布セラレ
マシタ重要產業團體令ニ基キマシテ、重要
產業部門ニ於ケル統制團體トシテ統制會ノ
設立ヲ促進シ、既ニ其ノ數ハ二十有餘ニ上
ツテ居リマシテ、重要產業部門ノ上部統制
機構ハ略、是ガ整備ヲ了シタル狀況デアリマ
ス、然ルニ重要產業以外ノ一般商工業部門
ニ於キマシテハ、商業組合、工業組合、同
業組合等ガアルノデアリマスルガ、是等ノ
諸組合制度ハ今日ノ戰時下ニ於ケル統制經
濟以前ニ創設セラレマシタモノノデアル關係
上、今日ノ統制經濟下ニ於ケル統制組織ト
致シマシテハ、幾多ノ缺陷ヲ有シテ居ルノ
デアリマス、即チ其ノ運營ノ方法ガ總會ヲ
中心トスル所謂合議制ニ依ルモノデアリマ
スル爲メ、國家ノ意思ヲ敏速且ツ的確ニ達
透サセル統制組織トシテハ缺クル所ガアル、
且ツ組合員ノ加入脱退ガ自由ナルコト、其
ノ他統制ヲ確保スル爲ノ法的根據ガ薄弱ナ
ルコト等ノ事由ニ依リマシテ、強力ナル統

制ヲ行フ統制團體タルニ缺クル所ガアルノ
デアリマス、又組合組織ニ依ル統制團體ト
シテハ右ノ諸組合ノ外ニ統制會ノ下部組織
ト致シテ重要產業團體令ニ依ル統制組合ガア
リマスルガ、此ノ統制組合ハ其ノ事業ガ狹
義ノ統制事業ニ限ラレテ居リマスル結果、
一般中小企業ノ統制ニ適合セザル所ガアリ
マスノデ、統制確保上必要ナル經濟事業ヲ
モ併セ行ヒ得マスルヤウニ、之ヲ強化擴充
スルノ必要ガアルノデアリマス、更ニ現行
商業組合、工業組合ノ制度ハ商工分立ノ原
則ニ立ツテ居リマスル爲メ、間屋業者ト販
加工業者トノ如ク密接ナル關係ヲ有スル商
工業者ガ別個ノ商業組合又ハ工業組合ニ加
入セネバナラナクナリマスル結果、商工業
者相互ノ間ニ對立塵擦ヲ惹起セシメル虞モ
アリマスルノデ、必要ニ應ジマシテハ、商
工一體ノ組合ヲ設立シ得ル途ヲ開クノガ
適當デアルト考へラレルノデアリマス、是
ニ於キマシテ、現行ノ統制組合、工業組合、
商業組合、同業組合ノ各種組合制度ノ長ヲ
採リ短ヲ補ツテ、新シイ統制組合制度ヲ創
設致シタイント存ズルノデアリマス

爲メノ組合組織ガ存スルノデアリマスルガ、
其ノ組合員數、設立者ノ資格等ガ制限セラ
レテ居リマスル結果不便ガアリマスノデ、
本法ニ依リマシテ任意加入制ノ純然タル協
同組合トシテ施設組合ナル制度ヲ設クルコ
トト致シタイト存ズルノデアリマス、第三
ノ商工組合中央會ハ、本法ニ依ル統制組合
及び施設組合ノ指導連絡ヲ圖ル中央機關デ
アリマシテ、其ノ事業ハ商工組合ノ經營、
實務ノ指導、其ノ他中小企業ニ關スル調査
研究等ニ限リマシテ、所謂統制ニハ關與シ
ナイ建前デアリマス

理統合シテ商工鑄業ニ關スル簡素ニシテ且
ツ強力ナル統制組織ヲ整備確立セントスル
モノデアリマスルガ、本法ニ依リ既存組合
ガ新組合ニ改組セラルニ當リマシテハ、
成ベク簡易ナル方法ニ依リ得マスルヤウ、
諸種ノ規定ヲ設ケマスト共ニ、將來ノ運用
ニ當リマシテモ業界ニ無用ノ混亂ヲ生ゼシ
メナイヤウニ特ニ留意致シテ居ル次第デア
リマス

ニ付テ御説明致シマス、商工組合中央金庫ハ商業組合、工業組合等、商工業關係組合ニ對スル金融ノ圓滑ヲ圖ルコトヲ目的トシテ設立セラレタノデアリマスルガ、設立後商業組合、工業組合等ノ飛躍的増加ト相俟ツテ、其ノ業務モ急速ニ擴充サレテ參々タノデアリマス、即チ設立當初ニ於キマシテハ所屬組合數千六百餘、貸出殘高三百万圓餘ヲ算フルニ過ギナカツタノデアリマスルガ、昨年末ニ於キマシテハ所屬組合數ニ於テ約七千、貸出殘高ニ於テ一億圓ヲ突破スルニ至ツタノデアリマス、而シテ是等組合カラ

ノ旺盛ナル資金需要ニ對應致シマスル爲ニ
實セシムル必要ガアルノデアリマスルガ、
差當リ組合數ノ激増ニ鑑ミマシテ、設立當
初ノ資本金千万圓ヲ組合側ノミノ出資ニ依
ツテ六百万圓增加致シマスト共ニ、臨時資
金調整法ノ改正ニ依ツテ商工債券ノ發行限
度ヲ五千万圓擴張スル等、必要ナル措置ヲ
講ジテ參ツタソデアリマス、併シナガラ本
金庫ノ主要ナル貸出財源ヲナス商工債券ニ
付キマシテモ、既ニ昨年末ニ於テ其ノ發行
高ハ約一億一千万圓ニ達シ、約三千万圓餘
ノ發行餘力ヲ残スニ過ギナイ狀態トナリマ
シタニモ拘ラズ、組合ノ總數ハ增加ノ一途
ヲ辿リツツアリマスト共ニ、今回本法ノ改
正ニ依リマシテ從來ノ組合ヲ改組設立シタ
ル會社、其ノ他統制ノ必要上設立シタル會
社等ニ對シマシテモ、資金ノ融通ヲ行フコ
トトナリマスルノデ、將來本金庫ノ所要資
金ハ急激ニ増加スルモノト豫想セラルルノ
デアリマス、隨ヒマシテ商工組合中央金庫
ノ資本金千六百万圓ヲ以て致シマシ
テハ到底利用者ノ需要ニ應ズルコトハ困難
ト認メラレマスルノデ、商工組合中央金庫
ノ資本金ヲ千四百万圓增加シテ、政府ヨリ
千万圓ヲ出資スルト共ニ組合ヨリ四百万圓
ヲ出資セシメントスル次第アリマス

次ニ商業組合中央金庫ハ現在商工業關係
組合ニ對シテノミ資金ヲ貸付ケ得ル建前ニ
ナツテ居ルノデアリマスルガ、近時產業再
編成ノ要請ニ基キマシテ、商工業關係組合
中ニ於キマシテモ、組合ヲ改組シテ有限會
社或ハ食糧營團等ノ別個ノ形態ニ移行ス
ルモノガ少カラザル狀況デアリマス、隨
ヒマシテ從來商工組合中央金庫ニ所屬シテ

居ツタ商工業關係組合ニシテ改組ニ依リ加
入者タル資格ヲ喪失シタルモノニ對シマシ
テモ貸付ノ繼續ヲ認メマスト共ニ、商工組
合中央金庫ニ所屬セザル組合、又ハ聯合會
ヲ改組設立シタル會社、其ノ他設立ノ趣旨、
組織者等カラ見テ之ニ準ズベキ會社ニ對
シマシテモ餘裕金運用ニ依ル短期ノ貸付ヲ
認メントスルモノデアリマス、尙ホ商工組
合中央金庫ノ事業年度ハ、現在年二回トナ
ツテ居リマスルガ、手續ノ簡素化、經費ノ
節約ヲ圖ル趣旨ヨリ致シマシテ、之ヲ年一
回ニ併セテ改正セントスルモノデアリマス、
商工經濟會法案外二件ノ提案理由ハ大體以
上ノ通リデアリマス、何卒御審議ノ上御協
賛アランコトヲ希望致ス次第デアリマス
○木村委員長 本日ハ大臣ハ五時カラ閣議
デ御差支ヘガアルト云フコトデアリマスカ
ラ、質問ハ次回カラ致シタイト思ヒマス、
其ノ前ニ私カラ御諮リ致シテ置キタイコト
ハ、審議ノ方法デアリマスガ、審議ノ方法
ト致シマシテハ、先づ商工經濟會法案外二
件、本委員會ニ付託サレマシタ此ノ三法案ニ
直接關係ノアル質疑ヲ先づ行ツテサウシテ是
ガ一通リ濟ミマシタ後ニ一般商工行政ニ關ス
ル御質疑ヲ願フヤウニ致シタイト思ヒマス、
ソレカラ次ニ「三法案ニ付キマシテハ、大體
中央金庫法中改正法律案、斯ウ云フ順序デ
大體進メタイト思ヒマス、併シ關聯スルコ
トガアリマスレバ勿論一緒ニ御尋ね戴クコ
トトナルト思ヒマスクレドモ、大體ノ順序
ハサウ云フ順序デ進行致シタイト思ヒマ
スゾレカラ資料ノ提出デアリマスガ、此
ノ前ノ時ニ資料ヲ要求致シテ置キマンテ、

本日茲ニ相當御提出ニナリマシタガ、マダ
先般要求致シマシタ例ヘバ統制經濟違反ニ
關スル調べナドモ要求シテアリマスケレド
モ、マダ本日ハ出テ居リマセヌガ、其ノ外
ニ若シ御要求ガアリマシタラバ成ベク早
ク御要求ヲ願ツタラバ如何カト存ジマス、
ソレハ本日デモ若シ御準備ガアリマスル
ナラバ御申出ヲ願ヒタイト思ヒマス、ソレ
カラ次ニ質問ヲナサル方デアリマスガ、只
今マデ私ノ所ニ申出ノ方ハ、船田君、星島
君、坂本宗太郎君、瀧澤七郎君、南鐵太郎
君等ノ方々カラ申出ガアツテ居リマスガ、私
ナリ理事ノ方ニ御質疑ノアル方ハ御申出ヲ
願ヒタイト思ヒマス、ソレデハ本日ハ是ヲ以
テ散會致シマス

午後四時五十分散會

〔參照〕

岡本傳)委員要求ノ參考資料

今回企業再編成ニ依リ整理セラルル中小

商工業者ノ

一、整理前ノ業者數、從業員數、家族數

(見込)

二、整理後ノ業者數、從業員數、家族數
(見込)
(以上業種別ニ表示スルコト)

昭和十八年二月十八日印刷

昭和十八年二月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局